二　当該連結親法人の当該適用年度に係る雇用者の個別増加数及び当該各連結子法人の当該適用年度に係る雇用者の個別増加数を合計した数

第三十九条の四十六第二項中「大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質」を「大気汚染防止法施行令附則第三項第三号に掲げる物質その他財務省令で定める物質」に改め、「（公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高いものとして財務省令で定める要件を満たしていることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）」を削り、同条第三項中「（次に掲げるものを除く。）」を削り、同条各号を削る。

第三十九条の四十七及び第三十九条の四十八を次のように改める。

第三十九条の四十七及び第三十九条の四十八　削除

第三十九条の五十一第一項第一号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成二十三年法律第四十八号）による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）」に、「同法」を「旧特別措置法」に改め、「及び第三項」を削り、同項第二号及び第三号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同条第三項中「記載された」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加える。

第三十九条の五十二を削る。

第三十九条の五十三第一項中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に、「第二十八条の八第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に改め、同条を第三十九条の五十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定高度通信設備の特別償却）

第三十九条の五十三　法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定めるものは、第二十八条の八第一項の規定により総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定める地域又は区域は、第二十八条の八第二項各号に掲げる地域又は区域とする。

3　法第六十八条の二十六第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該減価償却資産が同項に規定する特定高度通信設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九条の五十六の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改める。

第三十九条の五十八の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第三十九条の六十の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第二項中「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第六十八条の三十一第三項第二号」を「第六十八条の三十一第二項第二号」に改め、「公共職業安定所の長」の下に「（次項から第六項までにおいて「公共職業安定所長」という。）」を、「受けた」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人の」を加え、「及び次項第一号」を「、次項第一号及び第六項」に、「第六十八条の三十一第三項第三号」を「第六十八条の三十一第二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第六十八条の三十一第三項第三号に規定する政令」を「第六十八条の三十一第二項第三号に規定する政令」に、「前項の公共職業安定所の長」を「公共職業安定所長」に改め、同項第一号中「第六十八条の三十一第三項第一号」を「第六十八条の三十一第二項第一号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第六十八条の三十一第二項第三号」を「第六十八条の三十一第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　法第六十八条の三十一第二項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、同条第一項に規定する連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度終了の日における公共職業安定所長の証明を受けた当該連結親法人又はその連結子法人の常時雇用する前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる障害者の数（同項第三号から第五号までに掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

6　法第六十八条の三十一第二項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同条第一項に規定する連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同条第二項第四号に規定する基準雇用障害者数に対する当該連結事業年度終了の日における公共職業安定所長の証明を受けた当該連結親法人又はその連結子法人の常時雇用する同項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者並びに第二十九条の二第三項第二号に掲げる精神障害者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数の割合とする。

第三十九条の六十第十項を同条第七項とする。

第三十九条の六十一第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改め、同項第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条第四項第一号中「現物分配（」の下に「以下この号」を加え、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の六十二を次のように改める。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第三十九条の六十二　法第六十八条の三十三第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、同項に規定する適用連結事業年度（以下この条において「適用連結事業年度」という。）終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているものにつき同項の規定の適用を受ける場合には、適用連結事業年度の連結確定申告書等に当該連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する基準適合認定を受けたものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九条の六十三の見出しを「（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第三十四条に規定する認定計画に基づく建築に係る」を「第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームとして同法第七条第二項に規定する登録簿（同法第九条第一項に規定する登録事項につき同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載されている」に、「すべて」を「全て」に、「五以上」を「十以上」に改め、「（共同住宅にあつては、当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分を含む。）」を削り、同項第一号中「整備に要する費用について、当該連結親法人又はその連結子法人で法第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けようとするものが」を削り、「第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けている」を「第六条第一項第十二号に規定する入居契約が賃貸借契約である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その床面積が二十五平方メートル以上のものであること。

第三十九条の六十三第二項中「各連結事業年度」を「最初の連結事業年度」に改め、「連結確定申告書」の下に「（次項において「連結確定申告書」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅に係る法第六十八条の三十四第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該賃貸住宅につき法第四十七条第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。